建築士懲戒処分公告

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年1月15日 九州地方整備局長 森戸 義貴

処分をした 年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別 及びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和6年 1月9日	江頭 邦男 一級建築士 第 58905 号	戒告	令和5年10月31日時点において、建 築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第1号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和6年 1月9日	高平 光和 構造設計一級建築士 第 8038 号 (一級建築士 第 70905 号)	戒告	令和5年10月31日時点において、構造設計一級建築士である事実が認められるところ、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第4号の規定に基づく構造設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。